

離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備を
求める意見書

我が国では離婚時における未成年の子どもの親権決定について、単独親権制度を採用しており、判断基準として監護の継続性を重視している。

そのような中、親権を得るため、婚姻中に一方の親の同意を得ずに子どもを連れ去り別居し、一方的に監護している状態を作り出したり、配偶者暴力防止法を悪用し面会交流を拒否するなど、一方の親が子どもとの断絶を余儀なくされるケースが多発している。

全ての子どもは、適切な養育を受ける権利を有しており、両親が離れて暮らすことになっても、別居親と継続的頻繁に面会交流をすることや養育費を受けることは精神面や経済面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義なものである。

我が国は、児童の権利に関する条約（児童の権利条約）を1994年4月に批准しており、その趣旨を鑑みると夫婦の離婚または別居後において、全ての子どもの最善の利益を守るためには、離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備をすることが最善と考える。

よって、国においては、法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）